

仕様書

1 件名

消費者庁災害用備蓄食料の売払い

2 目的

災害用備蓄食料の入れ替えに伴い不要となる消費者庁災害用備蓄食料の売払いを目的とする。

3 品名及び数量 ※別紙 1 に現品の画像あり

	品名	規格	数量	賞味期限	備考
1	富士ミネラルウォーター 非常用 5 年保存水	2ℓ	420 本 (6 本入り × 70 箱)	2026 年 6 月	5 年保存 富士ミネラルウ ォーター(株)
2	尾西のチキンライス(5 年保存)	100 g	450 食 (50 食入り × 9 箱)	2026 年 8 月	5 年保存 尾西食品(株)
3	非常用・備蓄用ご飯(海苔付) (5 年保存)	200 g	816 食 (24 食入り × 34 箱)	2026 年 7 月	5 年保存 越後製菓(株)
4	災害備蓄保存用パン(5 年保存)	100 g	408 食 (24 食 × 17 箱)	2026 年 6 月	5 年保存 ヨコエ(株)
5	保存用ビスコ(5 年保存)	61.8 g	360 個 (60 食入り × 6 箱)	2026 年 6 月	5 年保存 江崎グリコ(株)

4 保管場所・引渡場所

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

5 契約に関する事項

- (1) 契約日の前日までに買受人に対し引渡す数量を確定の上、通知する。
- (2) 契約金額は、提出された見積書の 1 食当たりの単価に、契約日以降に引渡す数量を乗じて得た額とする。

6 売払代金の納入

売払契約締結後、歳入徴収官消費者庁総務課長が発行する納入告知書により買受人が売買代金を納入する。

7 引渡

- (1) 買受人は、消費者庁が保管している当該食料を買受人自らが用意した搬出用トラック等により、自らが積込み等の搬出を行うこと。
- (2) 買受人は引渡しを受ける際には、消費者庁へ国庫金納入領収証書の写しを提出すること。
- (3) 消費者庁が売買代金の納入を確認した後、買受人は引取り期限までに当該食料を引き取ること。
- (4) 搬出に伴う責任と費用は、一切買受人の負担とする。

8 引渡期間

売払代金納入後～令和 8 年 4 月 30 日(木)までとする。詳細は、消費者庁総務課総括係及び管理室用度係と調整すること。

9 引渡時注意

- (1) 買受人は、売払契約書に示す当該食料の引渡しを受けようとするときは、物品管理官消費者庁総務課長の指定する検査職員の検査を受けるものとする。検査職員は、売払代金の納入及び運搬用トラック等への積載状況等を検査する。買受人は検査後、別紙2に定める受領書を提出すること。
- (2) 搬出実施日の前日正午までに、別途指示する工事（作業）届の様式に必要事項を記入の上、消費者庁総務課管理室用度係に提出すること。
- (3) 消費者庁が管理する諸物件に買受人の責め又は過失により損傷を与えた場合には、買受人の負担により原形に復すること。

10 当該食料の品質及び安全性の確保等に関する遵守事項

(1) 当該食料の品質及び安全性の確保のための措置

- ①買受人は、当該食料を自らが消費し、加工し、調理又は譲渡（有償で販売する場合又は寄付等により無償で譲渡する場合をいう。以下同じ。）する目的で買い受けるものとする。
- ②①の譲渡は、一般消費者への譲渡のほか、食料の加工若しくは調理を営む者又は学校、病院その他の施設において食料を供与する者に対する譲渡に限るものとする。
- ③買受人は食料衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守し、当該食料の品質及び安全性が確保されるよう適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとし、当該食料が腐敗等により人の健康を損なう恐れがある場合は、買受人の責任において廃棄処分するものとする。

(2) 当該食料の取扱いに関する情報の記録及び保存並びに記録の提出

買受人は当該食料の取扱いに関する情報（自らが消費、加工、調理、一般消費者への譲渡又は廃棄処分をした場合は、その内容、時期及び数量をいい、加工、調理、食料の供与をする者へ譲渡した場合は譲渡先の名称、譲渡年月日及び譲渡数量をいう。）を記録するとともに、最後に当該食料の取扱いがあった日から起算して1年が経過する日までの間、これを保存するものとする。

また、消費者庁から要請がある場合には、消費者庁に対し、当該記録を提出するものとする。

(3) 責任の所在

- ①当該食料の引渡し後は、買受人の責任において当該食料の品質管理を行うものとする。
- ②当該食料の引渡し後の事故の責任は、一切、消費者庁に関わらないものとする。

(4) 秘密の保持

買受人は、当該食料の売払いに関して知り得た消費者庁側の情報を消費者庁の承諾なしに、第三者に公表又は漏洩してはならない。

11 買受人の条件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「物品の買受け」のA、B、C又はDの等級に格付けされた者であること。
- (4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

12 買受人の責務

- (1) 関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、ほかの受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (2) 本作業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年12月10日消費者庁訓令第38号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_caa.pdf

13 その他

この仕様書に定めていない事項又はこの仕様書の解釈に疑義の生じた事項については、消費者庁と

買受人において協議の上決定するものとする。

14 見積書提出期限

令和8年4月17日（金）正午まで

15 照会先

本仕様書に関する照会先は、以下のとおりとする。

- ・オープンカウンタ方式や契約等について

消費者庁総務課管理室用度係

担当：新富（2220）、宮良、杉浦、渡邊

電話番号 03（3507）9249（直通）

- ・災害用備蓄食料について

消費者庁総務課総括係

担当：徳永、菅原

電話番号：03（3507）8800（代表） 内線2035

1. 富士ミネラルウォーター



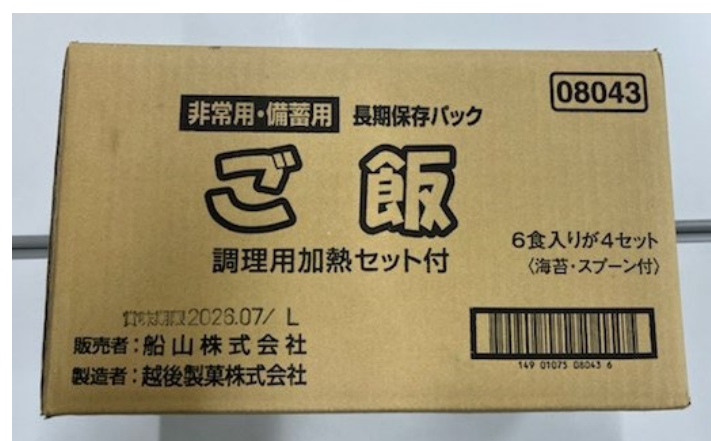
段ボール (260mm×220mm×320mm)

2. 尾西のチキンライス (5年保存)



段ボール (420mm×300mm×190mm)

3. 非常用・備蓄用ご飯 (海苔付) (5年保存)



段ボール (370mm×270mm×220mm)

4. 災害備蓄保存用パン（5年保存）



段ボール（480mm×330mm×120mm）

5. 保存用ビスコ（5年保存）



段ボール（440mm×310mm×80mm）

受領書

令和8年 月 日

契約担当官
消費者庁総務課長 殿住所
会社名
氏名

上記の者を代理人と定め、本件に係る物品の受領を委任します。

住所
会社名
代表者名

令和8年 月 日付契約締結した消費者庁備蓄食料品売払契約に基づき、下記物品を受領しました。

記

1. 件名 消費者庁災害用備蓄食料品の売払い
2. 売買代金 金 円（税込）
3. 受領年月日 令和8年 月 日
4. 受領物品

	品名	規格	数量	賞味期限	備考
1	富士ミネラルウォーター 非常用5年保存水	2ℓ	420本 (6本入り×70箱)	2026年6月	5年保存 富士ミネラルウ ォーター(株)
2	尾西のチキンライス(5年保存)	100g	450食 (50食入り×9箱)	2026年8月	5年保存 尾西食品(株)
3	非常用・備蓄用ご飯(海苔付) (5年保存)	200g	816食 (24食入り×34箱)	2026年7月	5年保存 越後製菓(株)
4	災害備蓄保存用パン(5年保存)	100g	408食 (24食×17箱)	2026年6月	5年保存 ヨコエ(株)
5	保存用ビスコ(5年保存)	61.8g	360個 (60食入り×6箱)	2026年6月	5年保存 江崎グリコ(株)

以上